



山岬だより

MISAKI NEWSLETTER [MISAKIDAYORI]

7 月号

No.515
平成30年【2018】

表紙

車いすダンス

6月5日(火)、障がいについての講演会と車いすダンス体験が、淡輪小学校の体育館で行われました。

も
く
じ

後期高齢者医療制度に関するお知らせ	P2~5	健康スケジュール	P10
今月のイベント・催し情報	P6~7	お知らせ	P11~15
ダイヤル119	P7	図書室だより	P14
まちのできごと	P8	今月のカレンダー	P16
地域の子育て応援します!	P9	各種相談	P17



豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療被保険者証が変わります

平成30年8月から「後期高齢者医療被保険者証」が“水色”に変わります。

新しい被保険者証は、7月下旬までに送付され、お手元に届いたときからお使いいただけます。なお、有効期限は平成31年7月31日までの1年間です。

また、現在お持ちの被保険者証(桃色)の有効期限は、平成30年7月31日までとなっており、それ以後はご使用になれませんので、新しい被保険者証(水色)が届きましたら、担当窓口へお返しいただくか、ご自身での破棄をお願いします。

※年度途中で負担割合や住所などに変更があった方で、現在も古い被保険者証をお持ちの場合は担当窓口へお返しください。

後期高齢者医療保険料の決定について

平成30年度の後期高齢者医療保険料の決定に伴い、被保険者のみなさんに保険料額決定通知書および納入通知書を送付しますので、内容をご確認ください。

保険料の納入方法は、年金から直接納めていただく「特別徴収」と、口座振替や市(区)町村からお送りする納付書で納めていただく「普通徴収」の2通りに分かれます。

また、年度途中で被保険者となられた方は、資格を取得した月から月割で保険料を納めていただきます。

(1)「特別徴収」年金からのお支払いの方

年額18万円以上の年金を受給されている方は、原則年6回の年金受給日に、その年金から保険料を直接お支払いいただきます。

(2)「普通徴収」口座振替や納付書でお支払いの方

特別徴収の対象とならない方は、市町村が定める納期(7月～翌年3月の9期)までに、口座振替や納付書(納入通知書)で保険料を納めていただきます。

※「特別徴収(年金からのお支払い)」を口座振替に変更することができます。口座振替を希望される方は手続きが必要です。

後期高齢者医療制度における保険料の軽減措置について

(1)世帯の所得水準に応じて均等割額(51,491円)が軽減されます。

所得の判定区分	軽減割合	軽減後の被保険者均等割額(年額)
① 下欄②に属する被保険者であり、かつ、当該世帯の被保険者全員の各所得が0円であるとき(ただし、公的年金等控除額は80万円として計算する。)	9割	5,149円
② 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が基礎控除額(33万円)を超えないとき	8.5割	7,723円
③ 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+27万5千円×被保険者の数】を超えないとき	5割	25,745円
④ 同一世帯の被保険者と世帯主の総所得金額等が【基礎控除額(33万円)+50万円×被保険者の数】を超えないとき	2割	41,192円

※基礎控除額等の数値については、今後の税法改正等によって変動することがあります。

※軽減判定するときの総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除に係る部分の税法上の規定は適用されません。

※当分の間、年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方については、公的年金等に係る所得金額から15万円を控除して軽減判定します。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その世帯主の所得が軽減判定の対象となります。



(2)後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は賦課されず、被保険者均等割額の5割が軽減されます。

※なお、平成31年度以降は資格取得後2年間に限り均等割額の5割が軽減されます。

保険医療機関等での自己負担割合について

医療機関での自己負担割合は、「一般の方は1割」、「現役並み所得者は3割」となります。

なお、自己負担割合は、毎年8月1日現在で当該年度の「住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)」により判定を行います。

※4月から7月までは前年度、8月から翌年3月までは当該年度の住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)を用いて判定します。ただし、有効期限内であっても世帯構成の変更や所得更正等により、自己負担割合が変更になる場合があります。

●同一世帯に平成30年度住民税課税所得額

(各種所得控除後の所得額)が145万円以上の被保険者がいる場合

※この世帯に属する被保険者は、個人の平成30年度住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が、145万円未満であっても3割負担となります。



3割負担
(現役並み所得者)

●同一世帯に属する被保険者全員の平成30年度住民税課税所得額 (各種所得控除後の所得額)がいずれも145万円未満の場合

●または、145万円以上の場合でも、同一世帯の被保険者の

平成29年旧ただし書き所得(注)の合計額が210万円以下の場合

(注)旧ただし書き所得とは、前年の総所得金額および山林所得金額ならびに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額33万円を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

※現役並み所得者として3割負担と判定された場合でも、次の要件に該当するときは、お住まい(区)町村担当窓口に申請(後期高齢者医療基準収入額適用申請)することで、申請された月の翌月から1割負担に変更することができます。



1割負担
(一般)

同一世帯に被保険者がお一人の場合

被保険者本人の平成29年中の収入額(注)が383万円未満のとき

同一世帯に被保険者が複数いる場合

被保険者の平成29年中の収入(注)の合計額が520万円未満のとき

同一世帯に被保険者がお一人で、 かつ、同一世帯に70歳以上75歳未満の方が いる場合

被保険者本人の平成29年中の収入額(注)が383万円以上の場合で、被保険者本人および70歳以上75歳未満の方の平成29年中の収入(注)の合計額が520万円未満のとき

(注)「収入(額)」とは、所得税法に規定する各種所得の金額(退職所得の金額を除く)の計算上収入金額とすべき金額および総収入金額に算入すべき金額の合計額で、必要経費等を差し引く前の金額のことをいいます。



後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証の更新について

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証(減額認定証)は、医療機関に入院や通院した際に窓口で提示すると、医療費、食事代の負担が軽減されるものです。平成30年7月31日までは、住民税非課税世帯(低所得Ⅱ、Ⅰ)に属する被保険者が対象となりますが、平成30年8月から現役並み所得区分の細分化により、現役並み所得者区分Ⅱ、Ⅰの方には、限度額適用認定証を発行しますので、医療機関等の窓口で被保険者証と併せてご提示ください。

なお現在、交付されている減額認定証の有効期間は平成30年7月31日までとなっており、引き続き8月1日から住民税非課税世帯に属する被保険者には、新しい減額認定証を7月下旬に送付されます。

■平成30年7月末までの自己負担限度額とその判定基準

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
現役並み所得者 (課税所得 145万円以上)	3割	57,600円	80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注1)
一般	1割	14,000円(年間14.4万円上限)	57,600円(44,400円)(注1)
低所得Ⅱ(注2)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(注3)			15,000円

■平成30年8月からの自己負担限度額とその判定基準

所得区分	負担割合	自己負担限度額(月額)	
		外来(個人単位)	外来+入院(世帯単位)
課税所得 690万円以上	3割	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (140,100円)(注1)	
課税所得 380万円以上		167,400円+(医療費-558,000円)×1% (93,000円)(注1)	
課税所得 145万円以上		80,100円+(医療費-267,000円)×1% (44,400円)(注1)	
一般	1割	18,000円 (年間14.4万円上限)	57,600円 (44,400円)(注1)
低所得Ⅱ(注2)		8,000円	24,600円
低所得Ⅰ(注3)			15,000円

※入院時の食事代や差額ベッド代等保険診療外の費用は含みません。

※月の途中で75歳となられた方の場合、その誕生月については、誕生日前に加入していた医療保険制度と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1(半額)になります。

■入院時の食事代

課税状況	負担区分		標準負担額(1食当たり)
課税世帯	現役並み所得者 一般		460円
	指定難病患者(注1)		260円
非課税世帯	低所得Ⅱ	90日以内の入院(過去12ヵ月以内の入院日数)	210円
		90日を超える入院(注2)(過去12ヵ月以内の入院日数)	160円(注3)
	低所得Ⅰ		100円

※適用を受けるためには担当窓口での手続きが必要です。

(注1)平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病棟に入院していた者であって、引き続き医療機関に入院する者についても経過措置として、対象となります。

(注2)低所得Ⅱと認定された日から90日を超えて入院していることが必要となります。適用を受けるためには、担当窓口での申請が必要です。

(注3)負担額が160円となるのは、申請日の翌月からとなります。



■療養病床に入院したとき

食費と居住費の一部が自己負担となります。

ただし、指定難病患者は上記の「入院時の食事代」のみの負担となります。医療の必要性の高い方は上記の「入院時の食事代」の負担のほか、居住費の負担がかかります。

課税状況	負担区分	食費(1食当たり)	標準負担額(1食当たり)
課税世帯	現役並み所得者 一般	460円(注1)	370円
非課税世帯	低所得Ⅱ	210円	
	低所得Ⅰ	130円	
	老齢福祉年金受給者	100円	0円
	境界層該当者(注2)	100円	0円

(注1)管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合。それ以外の場合は420円の自己負担です。

(注2)生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による生活保護を必要としない状態となる者。

後期高齢者医療に関する問合せ

■制度全般に関すること

大阪府後期高齢者医療広域連合 事務局

○資格管理課(被保険者証、保険料等について) ☎06-4790-2028

○給付課(高額療養費、健康診査、医療費通知等について) ☎06-4790-2031

○総務企画課(予算、広報、議会等について) ☎06-4790-2029

■保険料の納付、その他各種届出に関すること

○役場保険年金課 ☎492-2705



国民健康保険 高齢受給者証の更新

70歳～74歳の方で国民健康保険に加入されている方は、一部負担金の割合が記載された「高齢受給者証」を交付しています。現在お持ちの受給者証の有効期限は平成30年7月31日までとなっていますが、新しい受給者証は7月下旬頃に郵送します。

8月1日以降に医療機関で受診する時は、保険証と一緒に新しい高齢受給者証を提示してください。なお、医療機関での一部負担金の割合は平成29年中の所得に基づき次のように再判定する

ため、現在お持ちの高齢受給者証と新しい高齢受給者証の一部負担金の割合が異なる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

新しい高齢受給者証の有効期限は、平成30年8月1日から平成31年7月31日(平成30年8月2日から平成31年7月31日までに75歳を迎える方は、誕生日の前日)までとなります。

詳しくはお問い合わせください。

▶問合せ／保険年金課 ☎492-2705

判定基準		一部負担金の割合
生年月日	住民税の課税標準額	
誕生日が昭和19年4月1日までの方	145万円未満	1割
	145万円以上	3割
誕生日が昭和19年4月2日以降の方	145万円未満	2割
	145万円以上	3割



7月の イベント・ 催し情報

7月31日までの日程は
カレンダー(16ページ)に
掲載しています。

海の小さな怪物 〜チリメンモンスター〜 を探そう〜

- ▼内容／「チリメンモンスター」は、シラスが市販をされる際に不純物として省かれる魚介類の稚魚のことです。みんなで小さな海の怪物「チリメンモンスター」を見つけましょう！
- ▼日時／7月31日(火) 10時〜12時(希望者のみ、磯観察 13時〜14時)
- ▼場所／せんなん里海公園「しおさい楽習館」
- ▼対象／環境に興味のある方(小学生以下は保護者同伴の事) ※活動しやすい服装でお越しください。
- ▼参加費等／無料(駐車料金別途1240円)

- ▼申込み期間／7月10日(火) 10時〜受付開始、先着30名(定員になり次第締め切ります。)
- ▼問合せ・申込み／電話・FAX・窓口にて受付 ☎49412626、☎49412688 せんなん里海公園管理事務所



生涯現役支援事業 「シニア合同企業説明 会・面接会」開催！

- シニア世代の方の採用に意欲的な企業約10社による企業説明会・面接会を開催します。
- 当日は貝塚年金事務所協力のものと年金相談のシニア世代に向けたセミナーも開催。企業説明会のみ、セミナーのみで

- も無料で参加いただけます。
- ▼日時／7月6日(金)
- 面接会…14時〜16時(受付は13時30分〜15時30分)
- セミナー…13時〜14時30分(受付は12時45分〜)
- ▼場所／○面接会…泉佐野商工会議所4階(さくらホール)
- セミナー…泉佐野商工会議所2階第1研修室
- 泉佐野市市場西3-2-34(南海本線 泉佐野駅徒歩5分)
- ▼対象／○面接会…60歳以上(ただし60歳未満対応の求人もございます。)
- セミナー…60歳以上
- ▼問合せ／ハローワーク泉佐野 ☎46310565 部門コード41#

第13回岬町立子育て 支援センター 「みどりまつり」

- 子育て支援センターは、親子が気軽に集い交流し、子育ての喜びや楽しみを共有できる「場」として、地域のみなさまにご利用いただいています。今年も地域の支援グループ・サークルの方々と一緒に「みどりまつり」を開催します。ぜひ遊びにきてください。
- ▼日時／7月14日(土) 13時〜15時(受付12時30分〜)
- ※雨天決行・警報中止
- ▼場所／子育て支援センター
- ※保護者同伴でお願いします。
- ▼駐車場／緑ヶ丘住宅内の広場他
- ▼内容／「教円太鼓」「歯科健診コーナー」「栄養コーナー」「保育所給食紹介」など
- ▼問合せ／子育て支援センター ☎49211350



第114回歌謡発表会

- ▼日時／7月22日(日)
- ▼開演／13時
- ▼場所／深日会館
- ▼募集人員／10名(先着順)
- ▼参加費／1000円(当日払い)、飛び入り参加歓迎

海風館ノルディック ウォーキング

- ▼主催／岬町歌謡愛好会
- ▼申込み期間／7月2日(月)〜7月11日(水)
- ▼問合せ／松下 ☎47410440、辻 ☎49510747
- ▼日時／7月14日(土) 9時30分集合、10時出発、解散11時30分
- ▼集合解散場所／海風館
- ▼コース／里海公園内(5km)
- ▼持ち物／飲み物、タオル、ポール(無い方はお貸しします。)*歩くのに相応しい服装、靴をご用意ください。
- ▼参加費／100円
- ▼定員／20名
- ▼問合せ／マリンロッジ海風館(担当／竹原・坂口) ☎49410800、✉s-sakaguchi@osaka-kaivo.com



**ノルディックウォーキング
体験教室&箱作・淡輪歴
史散策参加者募集**

「第6回せんなん里海さくらフェス」同時開催

▼募集日時／7月10日(火)
受付、8月30日締切 ※先着30名

▼行程／箱作駅①～せんなん里海公園②淡輪駅

①茶屋川～宗福寺～中世の館
加茂神社～ヒトモトスキ
②船守神社～西陵古墳～宇土墓古墳など

▼持ち物／動きやすい服装、飲み物、昼食、ボール(貸与可)

▼参加費／無料

▼申込み先・方法／☎494-2688 せんなん里海公園管理事務所へ「ノルディックウォーキング体験教室&箱作・淡輪歴史散策希望」と明記のうえ、参加者氏名、年齢、住所、電話番号(携帯)、メールアドレスをお知らせください。

※詳しくはホームページまで。
(<http://sakura-fes.com>)

▼問合せ／せんなん里海さくらフェス実行委員会(担当…吉本、河原)(お問い合わせのみ)

☎060-096231-6372



応急手当普及員再講習を開催します

応急手当普及員再講習とは、応急手当普及員としてすでに認定されている方に、最新の情報や講習方法、指導方法等について座学や実技を通して再確認していただく講習会です。

応急手当普及員の認定は、資格取得から3年で失効します。応急手当普及員再講習を受講することによって、さらに3年間有効となります。

▶日時／8月17日(金)9時～12時

▶場所／泉佐野市りんくう往来北1番地の20 泉州南広域消防本部 5階研修室

▶定員／20人(先着順)

▶受講料／無料

▶受講対象者／以下の条件を全て満たすこと。

- ①応急手当普及員としてすでに認定されている方。
- ②当消防組合管内(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)に在住、在勤または在学していること。
- ③自身の所属する事業所等、当消防組合管内施設における応急手当の指導を行う目的であること。

▶申込み・問合せ／7月31日(火)～8月8日(水)の平日9時～17時30分までに電話またはFAXで、消防本部警備課へお申し込みください。

☎469-0119(音声ガイダンスが流れますので、④番「警備課」を押してください。) ☎460-2119

上級救命講習会を開催します

上級救命講習会とは、成人・小児・乳児・新生児を対象とした救命に必要な応急手当(基本的心肺蘇生法・AED使用法・異物除去法・止血法)およびその他の応急手当(傷病者の管理法・外傷の手当要領・搬送法)を学ぶ講習会です。

なお、合計8時間のカリキュラムを履修し、かつ効果測定(実技および筆記)に合格した方には修了証を交付します。

▶日時／7月30日(月)9時～17時30分(休憩時間含む)

▶場所／泉佐野市りんくう往来北1番地の20 泉州南広域消防本部 5階研修室

▶定員／30人(先着順)

▶受講料／無料

※ただし、予めご自身で人工呼吸用携帯マスク(一方向弁付呼気吹き込み用具)をご準備いただく必要があります。(参考価格:200円程度)

▶受講対象者／当消防組合管内(泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町)に在住、在勤または在学していること。

▶申込み・問合せ／7月18日(水)～27日(金)の平日9時～17時30分までに電話またはFAXで、消防本部警備課へお申し込みください。

☎469-0119(音声ガイダンスが流れますので、④番「警備課」を押してください。) ☎460-2119





女性がんの検診啓発普及について 意見交換をしました

去る、4月27日(金)に女性がんの検診啓発普及に取り組むNPO法人ピンクリボン大阪の冨尾貴美代理事長が来町されました。

町長は冨尾理事長と乳がんや子宮がんといった女性がんの現状やがん検診の啓発普及、岬町のがん検診の

現状や町民の健康づくりについて活発に意見交換し、町の健康増進計画である「健康みさき21」が



目指す、すべての町民が健やかに暮らせるまちづくりについて、今後も連携しながら取り組むこととしました。

▶問合せ／保健センター ☎492-2424

受章おめでとうございます

淡輪在住の竹内邦博様が、長年にわたる少年補導員としての功績が評価され、昨年11月に大阪府知事より青少年活動功労者等表彰を受章、町長を表敬訪問されました。

竹内様は平成13年4月から少年補導員として青少年

の非行防止運動や健全育成運動に積極的に取り組んでこられました。

竹内様の功績に敬意を表するとともに、心からお祝い申し上げます。



▶問合せ／まちづくり戦略室町長公室担当 ☎492-2769

岬町町政特別顧問の委嘱式を行いました

去る、4月10日に岬町町政特別顧問として熊本倫章顧問と橋本卓爾顧問に委嘱状を渡し、任期を更新しました。

▶問合せ／まちづくり戦略室町長公室担当 ☎492-2769



熊本倫章顧問(左)



橋本卓爾顧問(左)

ご寄贈ありがとうございます

国際ソロプチミスト大阪-りんくう様から、iPad(タブレット型コンピュータ)を2台、ご寄贈いただきました。そのご厚意に対し、岬町から感謝状を贈呈しました。今回ご寄贈いた

だいたiPadは、より良い行政運営に役立てるため、活用させていただきます。ありがとうございました。

▶問合せ／まちづくり戦略室町長公室担当 ☎492-2769



岬中学校ブラスバンド部 チャリティーสปリングコンサートお礼

去る、5月4日(金・祝)、岬中学校ブラスバンド部第21回定期演奏会に際し、多くの方にご来場いただき、ありがとうございました。募金総額37,059円が集まり、日本赤十字社に届けました。地域のみなさまのご協力に感謝いた

します。これからもみなさまに良い音を届けられるよう、頑張ってまいります。今後ともよろしくお願いします。

▶問合せ／指導課 ☎492-2719



地域の子育て 応援します!

親子で気軽に遊びに来てください。子どもたちは、「見て・触れて・感じて!」いろいろな事を学びます。保護者のみなさんと一緒に悩み・考え・学びながら子育てを楽しみましょう。そして大切な子どもたちを地域で温かく見守り育てていきましょう。

幼児教室のお知らせ

- ▶日時／7月18日(水)10時30分～11時30分
- ▶場所／子育て支援センター
- ▶対象／1歳児～就学前児
- ▶内容／シーツブランコ
- ▶持ち物／着替え・お茶・タオル
- ※警報発令時は中止
- ▶問合せ／多奈川保育所 ☎495-5030

園庭遊びのお知らせ

- ▶日時／7月24日(火)10時～11時
- ▶場所／淡輪・深日・多奈川保育所
- ▶内容／園庭遊び・子育て相談(身体計測もあります。)
- ▶持ち物／着替え・帽子・お茶・タオル
- ▶駐車場／各保育所にお問い合わせください。
- ※雨天時は中止
- ▶問合せ／各保育所
淡輪保育所 ☎494-3567
深日保育所 ☎492-4955
多奈川保育所 ☎495-5030

親子の交流・仲間づくりの場 出張ほのぼのクラブ

親子の交流、仲間づくりの場としてご利用ください。

- ▶日時／○7月11日(水)10時30分～11時30分
保育士によるふれあい遊び
- 7月25日(水)10時30分～11時30分
わらべ唄遊び、絵本等の紹介、栄養士による栄養相談
- 8月8日(水)10時30分～11時30分
保健師による育児相談
- ▶場所／望海坂第一集会所
- ▶参加費／1家族につき年間300円(平成31年3月末まで)
- ▶問合せ／保健センター ☎492-2424

毎月8日は『こども安全デー』です!

町内の子どもを犯罪から守るため、みなさまのご協力をお願いします。

※地域安全ボランティアの登録は随時受け付けています。

- ▶問合せ／生涯学習課 ☎492-2715



アップル館からお知らせ

夏休み中の課題図書の貸出期間は1週間です。よろしくお願いいたします

○らくがきクラブ

- ▶日時／7月8日(日)14時～16時
- ※必要な道具は貸し出します。
- ※汚れてもいい服装でお越しください。

○親子で楽しむわらべうた

- ▶日時／7月22日(日)14時～14時30分
- ▶対象／0才～1才

○夏休みおはなし会

(紙芝居等・絵本・おはなし他)

- ▶日時／7月27日(金)14時～

■アップル館の講座のご案内(申込み要)

○おはなしの講座

- ▶日時／7月19日(木)10時～12時
- ※保育あり

○手づくり紙芝居講座

- ▶日時／7月21日(土)、22日(日)、23日(月)、24日(火) 各日10時～15時

※休館日は岬だよりのカレンダーかホームページをご覧ください。<http://misaki-hon.littlestar.jp/>

- ▶問合せ／アップル館 ☎492-6050(FAX共)





事業名	対象・定員等	日時・受付	場所・その他
BCG予防接種	生後3か月～12か月に至るまでの乳児 ※標準接種期間は生後5か月～8か月です。	7月27日(金) 13時45分～14時15分	▶場所／保健センター
特定健診	①国保加入者で40歳～74歳の方 ②満40歳以上の生活保護世帯の方	7月18日(水) 9時30分～11時30分	▶場所／保健センター ※肝炎ウイルス検査以外は要予約
国保若年特別健診	昭和54年4月1日以降に生まれた方で満15歳以上の国保加入者		
後期高齢者健診	後期高齢者医療の対象者		
結核肺がん検診	満40歳以上		
肝炎ウイルス検査	満40歳以上(初回に限る。)		
胃がん検診	満40歳以上	7月18日(水) 9時30分～11時	▶場所／保健センター ※費用500円(注1) ※要予約 ※バリウム検診となります。
大腸がん検診	満40歳以上	7月12日(木) 9時30分～14時30分	▶場所／保健センター (注2) ※要予約
		7月18日(水) 9時30分～11時30分	
乳がん検診	満40歳以上(2年に1回)	7月12日(木) 9時30分～11時30分、 13時～14時30分	▶場所／保健センター ※費用500円(注1) ※要予約

(注1)生活保護世帯または、70歳以上の方は無料となります。

(注2)検診に必要な検査容器を配布しますので、提出日の1週間前までに保健センターへお越しください。(閉庁日除く)

※胃がん検診は7月より胃内視鏡検診(個別検診のみ)が始まる予定です。胃内視鏡検診をご希望の方(50歳以上の方)は今回の胃がん検診(バリウム検診)を受診されないようご注意ください。詳しくは、岬町立保健センターまでお問い合わせください。☎492-2424

※「保健師健康相談」は「各種相談」のページ(17P)に掲載しています。※毎月10日までの健康スケジュールは前月号に掲載しています。詳しくは「平成30年度健康づくり日程表」でお知らせしていますので、1年間大切に保管して健康づくりにお役立てください。

税



7月の納税

固定資産税(第2期分)

▼納期限／7月31日(火)

納期限までにお近くの金融機関や郵便局、コンビニエンスストアで納めてください。

銀行口座振替または郵便局自動払込をご利用の方は、

預貯金残高をお確かめください。振替日または払込日は、7月31日(火)です。

▼問合せ／税務課納税係 ☎ 492-2765

税務署からのお知らせ

所得税等の予定納税(第1期分)の納税をお忘れなく！

納付期間は平成30年7月1日～7月31日です。

■予定納税とは

前年分の所得税および復興特別所得税の確定申告に基づき計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、その予定納税基準額の3分の1相当額を

それぞれ7月(第1期分)と11月(第2期分)に納めていただく制度があります。この制度を「予定納税」といいます。

■納税する額

予定納税が必要な方には、

6月中旬に所轄税務署から「平成30年分所得税および復興特別所得税の予定納税額の通知書」が送付されます。この通知書の第1期分の金額が納税する税額です。

■予定納税の減額申請

業況不振などの理由により、平成30年6月30日(土)の現況で平成30年分の「申告納税見積額(年間所得や所得控除などを見積もって計算した税額)」が、税務署から通知されている「予定納税基準額」よりも少なくなると見込まれる場合等は、平成30年7月17日(火)までに予定納税の減額申請をすることができます。

■予定納税額の納付

振替納税を利用している方は、納期限(平成30年7月31日(火))に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。

右記以外の方は、納期限ま

でに金融機関または所轄税務署の窓口で納付してください。(納付にあたっては、電子納税もご利用いただけます。詳しくは、e-Taxホームページ(www.e-tax.nta.go.jp)をご覧ください。また、インターネットを利用して専用のWeb画面からクレジットカードにより納付することもできます。詳しくは国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)をご覧ください。

▼問合せ／泉佐野税務署総務課 ☎ 462-3471

(郵送先)〒598-8503 泉佐野市日根野3683-1

年金



国民年金保険料の免除

国民年金の第1号被保険者は、毎月の保険料を納めていただく必要があります。しかし保険料を未納のままにしておくと、万が一障害や死亡といった不慮の事態が発生した場合に障害基礎年金や遺族基礎年金を受けることができ

ない場合があります。しかし、所得が少ないなど、保険料を納付することが難しい場合は、「国民年金保険料免除・若年者納付猶予制度」を利用することができません。

保険料免除制度とは、本人・世帯主・配偶者の前年所得(1月～6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、保険料の納付が免除になる制度です。免除される額は、全額、4分の3、半額、4分の1の4種類があります。

また、若年者納付猶予制度とは、50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得(1月～6月までに申請される場合は前々年所得)が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予される制度です。

これらの制度を利用するためには、申請して承認される必要があります。

▼申請方法／住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に申請してください。郵送での申請も可能です。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口に着

え付けてあるほか、日本年金機構のホームページからプリントアウトすることもできます。※申請は、原則として毎年度必要ですが、申請時に翌年度以降も申請を行うことを希望される場合は、申請書の継続希望区分欄の「はい」に○を付けて申請してください。全額免除または納付猶予が承認された場合に限り、翌年度以降は、あらためて申請を行わなくても継続して申請があったものとして審査されます。

保険料免除・納付猶予は、過去2年(申請月の2年1ヶ月前の分)まで申請することができます。未納期間がある場合は、お問い合わせください。

▼問合せ／貝塚年金事務所 ☎ 431-1122、役場保険年金課 ☎ 492-2705



老人医療証の更新について

老人医療費助成制度は、平成30年3月31日をもって、障害者医療とひとり親家庭医療と整理・統合され、次のいずれかに該当する方以外は助成の対象外となりました。

- 身体障害者手帳の障害の等級が1・2級をお持ちの方
- 療育手帳(重度A)をお持ちの方または療育手帳(中度B1)と併せて身体障害者手帳(3・6級)をお持ちの方
- 精神障害者保健福祉手帳の等級が1級をお持ちの方。
- 特定医療費(指定難病)・特定疾患医療受給者証をお持ちの方で障害年金(または特別児童扶養手当)1級に該当される方

ただし、平成30年3月31日時点で老人医療証をお持ちの方については、経過措置として、平成33年3月31日まで引き続き助成対象となるため、6月初旬に更新のお知らせを送付しています。更新期限は平成30年7月31日までで、期限内に更新の手続きがお済みでない方は助成対象外

となりますので、早急に手続きをお願いします。

詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ／保険年金課 ☎ 49212705

福祉



65歳以上の方の平成30年度介護保険料額について

平成30年度は、3年に一度の介護保険料改定の年となっており、高齢化の進展や介護サービスを利用される方の増加等により、介護給付等費用の増加が見込まれます。これらにより、所得段階別介護保険料額について改定いたしました。介護保険料は、4月1日現在の世帯の状況と昨年中の所得状況により判定します。介護保険料の詳しい内容について、7月上旬に「納入通知書(介護保険料額決定通知書)」をお送りします。

なお、これまでの保険料は仮算定としてお支払いいただ

いておりますが、今回の通知書では仮算定した保険料と今回算定した保険料の差額を調整し計算しております。

▼問合せ／福祉課高齢介護係 ☎ 49212703



介護保険料の減免について

低所得の方の負担を軽減するため、次の基準のすべてに該当する方の平成30年度の介護保険料を軽減します。(年間保険料が32400円に軽減されます。)

- ①世帯全員の年収が次の算式で計算した額以下であること
 $540000円 \times (\text{当該世帯の人数} + 1)$
- ②介護保険料の納付義務者が、他の世帯の方の扶養親族や医療保険の扶養者になっていないこと
- ③介護保険料の納付義務者

の所有する預貯金等の合計額が350万円以下であること

④居住用以外の土地、家屋を所有していないこと

▼申請方法／福祉課窓口に備え付けの申請用紙に記入のうえ、医療保険の被保険者証、収入・預貯金等の額を確認できる書類(公的年金等の源泉徴収票、年金支払通知書、預金通帳等)を提示してください。

▼申請時期／7月31日(火)まで

※8月1日以降に申請された場合、申請月からの軽減となります。

▼問合せ／福祉課高齢介護係 ☎ 49212703

第68回「社会を明るくする運動」

「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」

今月は「社会を明るくする運動」強化月間です。すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更正について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築くための全国的な運動です。

岬町においても、講演会を

開催しますので、お誘い合わせのうえご参加ください。

○社会を明るくする運動講演会

▼日時／7月23日(月)13時30分

▼場所／岬町役場2階会議室

▼演題／①「泉南警察署管内における犯罪情勢と犯罪抑止について」 泉南警察署生活安全課係長 村土 祐人氏

②「泉南警察署管内における交通事故防止対策について」 泉南警察署交通課係長 松阪 孝宏氏

▼問合せ／「社会を明るくする運動」岬町実施委員会(福祉課内) ☎ 49212700



手話の啓発活動を実施していきます

本町では「手話が言語である」ことの理解促進、手話の普及を図ることにより、すべての町民が相互に人格および個性を尊重して、心豊かに共に生きることのできる地域社会を実現することを目指し、手話言語条例を平成29年12月22日に、条例に基づく手話に関する施策の基本方針を平成30年4月1日に制定しました。

共生社会の実現のために、手話啓発活動に取り組んでまいりますので、町民や事業者の手話に関する理解、手話の普及および手話を使用しやすい環境の整備についてご協力をお願いします。

■条例の一部を紹介します。

○町の責務

町は、町民の手話に対する理解を広げ、手話を使いやすい環境にするための施策を推進します。

○町民の役割

町民は、手話に対する理解を深め、手話に関する町の施策に協力するよう努めます。

○事業者の役割

事業者は、手話を必要とする人が利用しやすいサービスの提供および働きやすい環境の整備に努めます。

■手話とは

ろう者がコミュニケーションをとったり物事を考えたりするときに使うことばで、手指の動きや表情などを使って概念や意思を視覚的に表現する視覚言語であり、ろう者の母語です。

■手話のあいさつと基本表現

おはよう

こめかみ付近にあてた右こぶしを素早く下におろす。
(握りこぶしを枕に例え、起きる様子を表しています。)



こんにちは

右手2指を眉間にあてる。
(指を時計に例えて、正午をさしている様子を示しています。)



ありがとう

右手を左手の甲に軽くあて、拝むようにする。
(勝力士が手刀を切る様子に由来しているとも言われています。)



▶問合せ／福祉課福祉係 ☎494-2700

募集



岬町健康づくり 委員会の公募委員を 募集します！

岬町では、保健医療行政の推進にあたり、岬町健康づくり委員会を設置しています。この会議に、委員として参画していただける方を次の通り募集します。

▼応募資格／次の要件をすべて満たす方

①町内在住の18歳以上の方
(平成30年4月1日現在)

②健康づくり等保健医療施策に関心のある方

③平日昼間の会議に出席が可能な方

④地方公共団体の議員または常勤の職員でない方

▼募集人数／1人

▼任期・会議／委嘱の日から平成32年5月末まで、会議は年1回程度開催予定

▼応募方法／「岬町健康づくり委員会委員応募用紙」に必要事項を記入のうえ、「がん検診の受診率向上、歯の健康な

ど健康づくりに関するあなたの意見・提言」などを800字程度(様式は自由)にまとめ、持参、郵送または電子メールで提出してください。※FAXによる応募はできません。

応募用紙は保健センター

の窓口で配布します。また、岬町のホームページからもダウンロードできます。(http://www.town.nisaki.osaka.jp/)

▼応募期限／7月20日(金)

▼応募方法／持参、郵送、電子メール ※郵送メールの場合当日必着

▼提出先／〒599-03

11 岬町多奈川谷川24

24-3 岬町立保健セン

ター ☎492-2424、✉

hokencenter@town.osaka-nisaki.jp

▼選考／選考結果については、全応募者に対し郵送で通知します。提出された作文は返却いたしません。

▼問合せ／保健センター ☎492-2424



平成30年7月より胃内視鏡検診(胃カメラ)が始まります

岬町では、40歳以上の方が年に1回受診していただける胃がん検診(胃バリウム検査)を実施していますが、平成30年7月より、新たに胃内視鏡検診(胃カメラ)を追加いたします。

▶ **内容**／問診、胃内視鏡検査(胃カメラ)

※鎮痛剤・鎮静剤は使用しません。

▶ **対象者**／検診時50歳以上の方。2年に1回受診できます。

※対象外となる方

○平成30年4月以降、胃がん検診(胃バリウム検査)を受診された方。

○すでに胃疾患で治療中の方、呼吸不全や急性心筋梗塞などの方、抗血栓薬(ワルファリン・パファリン等)を服用中の方は主治医にご相談ください。

▶ **自己負担金**／2000円

※70歳以上、生活保護世帯の方は無料です。

▶ **受診方法**／指定医療機関に直接申し込みをして受診日を予約してください。

▶ **持ち物**／健康手帳・健康保険証

▶ **問合せ**／保健センター ☎492-2424

	指定医療機関	電話番号	経口	経鼻
阪南市	阪南市民病院	☎471-3321	○	○
	阪口内科皮膚科クリニック	☎481-3939	○	×
	馬野クリニック	☎447-8161	×	○
	角谷内科医院	☎473-5288	○	○
	玉井整形外科内科医院	☎471-1691	○	○

泉佐野市・泉南市・熊取町・田尻町の指定医療機関でも受診できます。

詳しくは保健センターにお問い合わせください。

図書室だより



本の紹介

百年泥

著者:石井 遊佳

百貨の魔法

著者:村山 早紀

がん消滅の罫

著者:岩木 一麻

＼本のリクエストを受け付けています。／

淡輪公民館では、大阪府立中央図書館の本も借りることができます。お気軽にリクエストください。

▶ 淡輪公民館・図書室 ☎494-0300

関西国際空港からのお知らせ

KIXからの国際定期便がますます充実!

マレーシアのLCCであるエアアジアXが、2018年8月16日(木)より関西＝ホノルル線を週4便から週7便に増便します。多くの受賞歴がある「プレミアム・フラットベット」というゆったりとくつろげる

座席を全便でご利用いただけるようになり、より快適な空の旅をお楽しみいただけます。この夏の旅行は、便利で楽しい関西国際空港をぜひご利用ください。

▶ **問合せ**／関西国際空港案内 ☎455-2500



その他



侵入盗被害多発!

夜間、扉を網戸の状態です寝している隙に、網を焼き切つて侵入する侵入盗被害が予想されます。

他にも、網戸で無施錠のままゴミ出しに出たり、2階の窓を網戸のまま出掛けたりすると、被害に遭う可能性があります。

夏の暑い日でも、施錠をしっかりして、被害に遭わないようにしましょう。

また、不審な人を見かけた時には、警察へ連絡してください。

▼問合せ／大阪府泉南警察署管内防犯協会 ☎471-1234



大阪府警察官募集

第2回大阪府警察官(巡査)採用選考を次の通り行います。

「大阪のまちを守りたい」という高い志と意欲のある方の受験をお待ちしています。

▼申込期間／

■一般選考

○郵送・持込…7月1日(日)～7月25日(水)

○電子申請…7月1日(日)～8月2日(木)

■自己推薦(郵送のみ)

7月1日(日)～7月13日(金)

▼第一次選考日／9月24日(月・祝)

▼問合せ／○泉南警察署 ☎471-1234

○大阪府警察官採用センター ☎0120-1370-314

(平日9時～17時45分)

○大阪府警ホームページ

<http://www.police.pref.osaka.jp/>



俳句はいく

(JA大阪泉州女性会岬支部)

球の幸幼児と一緒日永かな
聖五月流れの底に都見ゆ
(安徳天皇赤間神社)
日々の飯かたし柔らし夏に入る
雪洞に人の湧き出る花並木
終列車音ちぎり行く青嵐
妖しきもの秘めているらし紫木蓮
人生も牡丹のごとく華やかに
青葉照る里山歩く老い百人
啄木の教えし部屋に新樹風

亀谷芳枝
佐藤美根子
竹内みよ子
松尾美津子
三倉澄子
南出佐代子
安倍田鶴子
岩田史子
ばもととしお

川柳せんりゅう

(岬川柳会)

呼出しがふり仮名つける阿武咲
膝の上絵本さかさま孫読書
巢作りにつがいのツバメ飛び回る
聞き足りず言い足りぬまま送る日々
言いたいこと相手に言わず犬に言う
草刈りができる喜び旨い水
合格の知らせ祝いもよろしくと
立ち上がれ寝てはとれぬ棚の餅
支え合い受けるその手の暖かさ
三色のメダルの裏に涙あり
楽すれば更なる楽に浸りたし
今日の無事支えのおかげ明日もある
里の山春爛漫のつつじ色
川柳日年齢は違えど仲間なり
叶ったとはと飛び起き眼をこする
培った技どこへでも持ち歩き
政治は三流何時まで続く茶番劇

稲原治
大平洋子
川口雪子
岸本令子
後藤田君子
高橋茂平
辻下和美
西井のび
野間修
服部雄三郎
福田澄恵
星野富美子
細川清一
八木圭子
吉川桜琴
吉本晴美
渡辺貞夫

人の動き

平成30年6月1日現在

	世帯数	人口	男	女
世帯／人	7,627	16,004	7,529	8,475
前月比	+12	-16	-2	-14

サマージャンボ宝くじ発売!

サマージャンボ宝くじの収益金は、市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

▶発売期間／7月9日(月)～8月3日(金)

▶抽せん日／8月14日(火)

▶問合せ／(公財)大阪府市町村振興協会

☎06-6941-7441



たこ焼き
クーちゃん



7月のカレンダー



日	月	火	水	木	金	土
1	2 乳幼児育児健康 相談(6月号)	3 人権相談、出張 福祉なんでも相 談(P17)	4	5	6 シニア合同企業 説明会・面接会 (P6)	7
ア	アビ生歴	淡ア歴			と	
8 らくがきクラブ (P9)	9	10	11 出張ほのぼのク ラブ(P9) 法律相談、出張福 祉なんでも相談、 生活困窮に関する 相談(P17)	12 各種がん検診 (P10)	13 消費者相談 (P17)	14 みどりっこまつり、 海風館ノルディッ クウォーキング (P6)
	アビ生歴	淡ア歴			と	
15	16〈海の日〉	17 相続・遺言相 談、人権相談 (P17)	18 幼児教室(P9) 特定健診・各種 がん検診(P10) 行政相談、出張 福祉なんでも相 談(P17)	19 おはなしの講座 (P9) 心の健康相談 (P17)	20	21 手づくり紙芝居 講座(P9)
ア	淡ア生歴	淡アビ生歴			と	
22 第114回歌謡発 表会(P6) 親子で楽しむ わらべうた、 手づくり紙芝居 講座(P9)	23 手づくり紙芝居 講座(P9) 第68回「社会を 明るくする運動」 (P12)	24 園庭遊び、手づ くり紙芝居講座 (P9)	25 出張ほのぼのク ラブ(P9) 法律相談、障が い者出張相談 (P17)	26	27 夏休みおはなし 会(P9) BCG(P10)	28
	アビ生歴	淡ア歴			と	
29	30 上級救命講習会 (P7)	31 海の小さな怪物 〜チリメンモン スターを探そう〜 (P6)	1	2	3	4
ア歴	アビ生歴	淡ア歴				

淡=淡輪公民館休館日 ア=アップル館休館日 ヒ=ピアツァ5休館日 さ=さんぽるた(深日港観光案内所)休所日
生=生涯学習課(青少年センター・文化センター)休館日 歴=岬の歴史館休館日 と=とっとパーク小島休園日

※詳しい内容は掲載ページをご覧ください。()内の数字は掲載ページまたは掲載号





各種相談

Consultation

相談業務名	日時等	場所・予約・問合せ
法律相談(予約制)	7月11日(水)・25日(水) 14時～17時(定員6名)	○水道庁舎1階会議室 企画地方創生課 ☎492-2775
行政相談	7月18日(水)10時～12時	○役場相談室 企画地方創生課 ☎492-2775
障がい者相談	○愛の家「みらい」相談室 24時間対応(夜間は電話対応)	○愛の家「みらい」相談室 ☎494-1200 ☎494-0102 / ✉mirai@ainoie.jp
	○障がい者出張相談(要予約) 7月25日(水)13時30分～15時	○役場相談室 福祉課 ☎492-2700
介護相談	〈平日〉9時～17時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058
教育に関する相談	〈平日〉13時30分～15時(要予約)	○学校教育課・指導課 ☎492-2719
消費者相談	7月13日(金)13時～16時	○役場監査委員室 産業観光促進課 ☎492-2749
人権擁護委員による 人権相談	7月3日(火)・17日(火) 13時30分～15時	○役場住民活動センターB 人権推進課 ☎492-2773
人権協会による 人権相談	月・火・木曜日(祝日は除く)の 9時～16時	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	水・金曜日(祝日は除く)の9時～16時	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
総合生活相談	火・水・木曜日(祝日は除く)の 9時～16時	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	金曜日(祝日は除く)の9時～16時	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
地域就労支援相談	〈平日〉(祝日は除く)の9時～16時	○岬町人権協会多奈川事務所 (文化センター内) ☎492-3270
	月・木曜日(祝日は除く)の9時～16時	○岬町人権協会淡輪事務所 (岬町交流センター内) ☎494-1508
障がい者就労・生活相談	〈平日〉9時～17時	○NPO法人障害者自立支援センター ☎463-7867 / ☎463-7890
保健師健康相談	〈平日〉9時～17時30分	○保健センター ☎492-2424
乳幼児育児健康相談	8月6日(月)10時～12時	○保健センター ☎492-2424
心の健康相談(予約制)	7月19日(木)10時～12時	○保健センター ☎492-2424
育児相談	〈平日〉10時～16時30分	○子育て支援センター ☎492-1350
療育相談	〈平日〉10時～16時30分	○こぐま園 ☎492-1131
相続・遺言相談(予約制)	7月17日(火)13時～16時 ※行政書士による相談を行います。	○保健センター 予約／企画地方創生課 ☎492-2775
出張福祉なんでも相談	○喫茶たまり場(みんなのたまり場) 7月3日(火)11時～13時 ○喫茶めだか組(多奈川小学校) 7月11日(水)13時～15時 ○ふれあい喫茶(深日会館) 7月18日(水)10時～11時30分	○岬町社協地域包括支援センター ☎425-9058 ○いきいきネット相談支援センター ☎492-2955(平日相談も受け付けています。) ○岬町社会福祉協議会 ☎492-0633
生活困窮に関する相談 (随時の場合は要予約)	7月11日(水)14時～15時	○大阪府岸和田子ども家庭センター 生活 福祉課 はーと・ほっと相談室 ☎441-2760

※災害等やむを得ない事情により開催できない場合があります。詳しくはお問い合わせください。



淡路島へ片道55分の船旅



大阪湾をつなぐ! 広域型サイクル・ツーリズム事業

平成30年7月1日～平成31年2月下旬まで

■片道料金

大人.....1,500円(中学生以上)

小人.....500円(小学生)

スポーツサイクル.....300円

輪行バッグ持参で無料。ロードバイクなどスポーツタイプの自転車のみ積込可。

※小学生未満の幼児無料

※深日港周辺に無料駐車場有り

■運航ダイヤ

深日港発	洲本港着	洲本港発	深日港着
8:05	9:00	9:20	10:15
11:05	12:00	12:25	13:20
15:00	15:55	16:20	17:15
17:35	18:30	18:45	19:40

ホームページよりご予約できます。<http://fuke-sumotoliner.com>

▶問合せ／〇岬町まちづくり戦略室 政策推進担当 ☎492-2725

深日洲本ライナー
ホームページ



■編集・発行／岬町役場 企画地方創生課 〒599-0392 大阪府泉南郡岬町深日2000-1

■広報に関するご意見・問合せ／☎072-492-2775

(各課へのお問い合わせは直通番号をご利用ください。)

〈ホームページ〉 <http://www.town.misaki.osaka.jp>

〈Facebook〉 <https://www.facebook.com/misakitown>



公式Facebook